

岡山県中小企業省エネ設備更新支援事業業務委託仕様書

1 業務名

岡山県中小企業省エネ設備更新支援事業

2 概要

エネルギー需要の増加や円安などを背景にエネルギー価格が高止まりし、中小企業者にとって厳しい状況が続いていることから、県ではエネルギーの消費抑制によりコストを削減し、競争力の強化、生産性向上を図ることを目的に、県内中小企業者の省エネルギー設備の更新を支援することとし、その業務の一部を委託するものである。

<事業内容>

対象者：県内中小企業者

対象経費：既存の生産設備やサービスを提供するために必要な設備の更新に係る設備費及び工事費

補助率：1／2（上限5,000千円、下限500千円）

採択件数：800件程度

3 業務内容

(1) 補助制度周知業務

チラシの作成及び配布、ホームページへの掲載並びに支援機関等への情報共有により効果的な広報を行う。また、募集開始後、県内中小企業者等に向けた制度の周知を目的とした説明会を開催する。

(2) 問い合わせ対応業務

当該支援制度に係る事業者等からの問い合わせに適切に対応し、円滑な申請・手続等のサポートを行う。

(3) 補助金交付申請書の受付、形式審査、補正対応

申請要件及び必要書類の確認の上、申請書を受理し、不備書類への指導を行う。

また、受付が完了した申請書類をとりまとめて、県に提出するとともに、公正な抽選により、採択予定者を選定する。

(4) 補助金申請者への支援

補助金申請者に対し、県内の産業支援機関等と連携し、適切な補助事業の実施を支援する。

(5) 事業の進行管理

申請の状況や申請者の書類の提出状況等について、随時、事務処理等の進捗を県と共有し、懸案事項等があれば速やかに改善を求める等の対応を行う。

また、実績報告の提出を促すなど、円滑に事業が完了するよう支援する。

(6) 変更交付申請書・実績報告書受付、形式審査、補正対応

変更交付申請書・実績報告書をメール等で受け付け、記入漏れや添付書類忘れなどをチェックする。不備があるものは、修正・書類の追加提出等を求め補正する。

(7) 検査

実績報告書が提出された案件について証拠書類の確認等を行い、必要に応じて現地に赴いて確認を実施する。

4 業務期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

5 契約限度額

129,470,097円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 実施体制

- (1) 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施等のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を設置すること。
- (2) 業務については県の指示により実施するが、申請者からの質問等への対応では、専門的見地から自ら判断する必要がある場合がある。よって、必要に応じて、責任者以外にも、受付業務に対応できる能力を有する者を必要数設置すること。
- (3) 専門知識を必要としない業務への対応のため、派遣職員などを外部から調達することは差し支えない。
- (4) 県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。
- (5) 事業の遂行にあたり、県内の産業支援機関等と連携し、県内全域において県内中小企業者の事業実施を支援できる体制をとること。

7 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を順守しなければならない。

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務実績報告書（様式任意）を作成し、報告すること。
- (2) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- (3) あらかじめ県の承認を得た上で、当該業務を効果的に遂行することができる者にその一部を再委託することができる。

8 精算

本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の精算を行うこと。

9 著作権等

- (1) 各種デザイン写真等、当事業による製作物に係る著作権は、原則として、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

10 秘密保持

- (1) 本業務に関して、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 本業務で知り得た、県及び対象となる事業者の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 本業務を実施するにあたっては、岡山県情報セキュリティポリシーを順守するとともに、機密保持誓約書を県へ提出しなければならない。

11 情報資産の取扱い等

- (1) 予想される障害を想定した復旧手順を定めておかなければならない。なお、情報資産（電磁的データ、情報システム並びにネットワークの開発・運用に係る文書及び電磁的データをいう。）のうち業務実施にあたって特に重要なデータは、必要に応じて定期的にバックアップを行わなければならない。
- (2) 外部からの攻撃に対するセキュリティ対策（ファイアウォール、ウイルス対策ソフト、ソフトウェア脆弱性対策等）を施さなければならない。
- (3) 記憶媒体の廃棄を実施する場合、データの復元が不可能な状態とした上で、データを確実に消去しなければならない。
- (4) クラウドサービスを利用する場合は、LGWAN-ASPサービス、ガバメントクラウドの対象サービス又はISMAPに登録されたクラウドサービスを利用しなければならない。HDD等の情報機器等を廃棄する際、セキュリティレベル2以上の情報資産が含まれる場合は、物理的又は磁気的な破壊により、コンピュータ内の情報を復元できないように処置しなければならない。
- (5) クラウドサービスを利用する場合は、次の情報セキュリティ対策を講じなければならない。
 - イ 未知の不正プログラムに対する対策を行うこと。
 - ロ システムのログ及びアクセスログの収集、分析、保管を行うこと。
 - ハ 担当者以外がアクセスできない設定を行うこと。
 - ニ 個人情報、通信及び取り扱う情報は、暗号化すること。
- (6) 情報セキュリティインシデントが発生した時は、速やかに受託者は県へ報告し、県の指示に従わなければならない。

12 その他

- (1) 本業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度、県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務実施に際して知り得た企業及び個人の事実・情報等については、「個人情報取扱特記事項」（別記）のとおりとする。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権等は、岡山県に帰属する。
- (4) 本業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。なお、これによりがたい場合は、リースによる対応とすること。
- (5) 本業務の内容については、随時、進捗や経費の状況を県に報告するとともに、協議を行い、効果的な実施に向けた調整を行うこと。